

令和2年度

## 役 務 説 明 書

業務名 篠路破碎工場更新基本計画策定業務

札幌市環境局環境事業部

# 業 務 内 容 説 明 書

1 業務名称 篠路破碎工場更新基本計画策定業務

2 履行場所 札幌市白石区東米里2170番

3 委託業務費 金 円

設計額 金 円

消費税等相当額 金 円

4 履行期間 契約締結日より令和3年3月25日までとする

5 業務内容

本業務は、篠路破碎工場の老朽化に伴い更新施設として計画している破碎工場の基本計画を策定することを目的とする。

仕 様 書

業務名 篠路破碎工場更新基本計画策定業務

余白

# 篠路破碎工場更新基本計画策定業務 仕様書

本仕様書は、札幌市(以下「委託者」という。)が委託する「篠路破碎工場更新基本計画策定業務(以下「業務」という。)」に適用し、受託者が行う業務の仕様、条件等について定めるものである。

## 共通仕様書

### 1 業務の目的

本業務は、篠路破碎工場の老朽化に伴い更新施設として計画している破碎工場(以下、「新破碎工場」という。)の基本計画を策定することを目的とする。

### 2 業務の名称

篠路破碎工場更新基本計画策定業務

### 3 業務の場所

白石清掃工場敷地(札幌市白石区東米里2170)

### 4 業務期間

契約締結日より令和3年3月25日まで

### 5 業務項目

本業務に係る項目は本仕様書及び特記仕様書による。

### 6 提出書類

業務にあたり受託者が提出する書類は下記のとおりとする。なお、成果報告書の作成にあたっては事前に業務主任と協議を行うこと。また、成果報告書について、図表その他、電子データで提出可能なものは電子データでも提出すること。

#### (1)契約後速やかに提出する書類

- |              |    |
|--------------|----|
| ①業務着手届       | 2部 |
| ②業務実施計画書     | 2部 |
| ③業務工程表       | 2部 |
| ④主任技術者等指定通知書 | 2部 |

#### (2)業務完了時に提出する書類

- |        |    |
|--------|----|
| ①業務完了届 | 2部 |
| ②成果報告書 | 3部 |
| ③参考資料  | 一式 |
| ④電子データ | 一式 |

#### (3)その他委託者が適正な業務履行確認のため、特に必要と認めた書類

#### (4)業務実施計画書に関する注意事項

受託者は契約締結後、業務の工程等の詳細について委託者と協議の上、原則7日以内に業務実施計画書を作成し提出すること。

#### (5)成果報告書に関する注意事項

- ア 検討過程資料、計算根拠、出典等資料はすべて明確にし、整理して提出すること。(特に、電算機使用の場合は入力条件を明示すること。)
- イ 文献・その他資料を引用した場合は、その文献・資料名を明記すること。
- ウ 業務協議簿・その他業務主任から指定されたものを添付すること。
- エ 成果報告書の提出にあたっては、業務責任者が立会うこと。
- オ 電子データは、原則以下の 2 種類を作成すること。他形式で提出する際は、業務主任と協議すること。  
ワープロソフト(マイクロソフト WORD 2010 と互換性が確認されているもの)形式と PDF 形式で作成すること。
- カ ワープロソフト形式の電子データは委託者側で自由に変更できる状態にしておくこと。PDF 形式の電子データは印刷やコピーなどできる状態にしておくこと。

### 7 著作権

成果報告書に関する全ての著作権(著作権法第27条及び第28条の権利を含む)は委託者に無償で譲渡すること。ただし、プラントメーカーの見積資料など受託者が自ら作成したもの以外については別途協議することができる。

### 8 再委託について

受託者は、下記に示した業務の主たる部分について再委託することはできない。

- (1) 総合的な業務履行計画及び進捗管理
- (2) 調査手法の決定及び最終的な技術的判断

なお、前述の主たる部分以外については、専門業者等への再委託を可能とするが、再委託する業務範囲及び選考する業者について、事前に委託者の承諾を得ること。

### 9 業務管理

- (1) 受託者は、業務の円滑な遂行を図るため、過去 10 年間で同様の業務経験(施設規模 10t/日以上の破碎施設整備に係る基本構想等)を有する主任技術者を定め、業務全般について技術的な管理を行わせること。  
なお、主任技術者は担当技術者を兼務することができるものとする。
- (2) 主任技術者は、技術士(衛生工学部門 廃棄物管理)の資格を有するものとする。
- (3) 全ての打合せには、特別な事情が無い限り主任技術者が出席すること。また、出席できない場合は同等の知識・経験を有する担当技術者が出席すること。
- (4) 本業務についての打合せ及び協議事項は、すべて議事録を作成し、委託者に提出すること。

### 10 資料の貸与

委託者の資料が業務に必要な場合は、所定の手続きにより閲覧・貸与を行う。なお、資料の貸与を受ける際には、借用書類リストを提出のこと。

### 11 法令等の順守

本業務の実施にあたっては、関係法令、条例等を遵守すること。

## 1 2 秘密の保持

- (1) 受託者は、業務の遂行上知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。また、業務遂行にあたっては、委託者及び関係部局と十分な協議を行い、特定の事業者により有利あるいは不利が生じないよう留意し、コンサルタントとしての中立性を遵守しなければならない。
- (2) 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって知り得た個人情報を他に漏らし、又は目的外に使用してはならない。この契約が終了、又は解除された後においても、同様とする。(別記「個人情報取扱注意事項」)
- (3) 受託者は、業務に係る電子データ等の流出が無いようにセキュリティーを万全にすること。

## 1 3 関係機関との協議

施設基本計画の内容について関係する自治体・官公署等との協議を必要とするとき、又は協議を求められた場合、その対応を行うこと。

## 1 4 質疑の解釈

業務の遂行において仕様書に明示されていない事項がある場合は、双方協議の上定めるものとする。業務上必要と認められる軽微な事項については、受託者の責任において行うものとする。

## 1 5 環境に配慮した業務履行

受託者は、委託者の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷の低減に配慮した業務履行に努めること。特に、次の事項について積極的に取り組むこと。

- (1) 電気、水道、油、ガス等の使用にあたっては、極力節約に努めること。
- (2) ごみ減量及びリサイクルに努めること。
- (3) 両面コピーの徹底やミスコピーを減らすことで、紙の使用量を減らすよう努めること。
- (4) 自動車等を使用する場合は、できるだけ環境負荷の少ない車両を使用し、急発進・急加速の禁止やアイドリングストップの実施など環境に配慮した運転を心がけること。
- (5) 業務に係る用品等は、極力エコマーク商品等のグリーン仕様品を使用すること。
- (6) 環境汚染につながる緊急事態へ備えること。
- (7) 業務に関わる従業員に対し、以上の内容について自覚を持つ研修を行うこと。

## 『別記』

### 「個人情報取扱注意事項」

#### (個人情報を取り扱う際の基本的事項)

第1 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、個人情報を取り扱う際には、個人の権利利益を侵害することのないように努めなければならない。

#### (秘密の保持)

第2 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。

2 受託者は、その使用する者がこの契約による業務を処理するに当たって知り得た個人情報を、他に漏らさないようにしなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

#### (再委託等の禁止)

第3 受託者は、この契約による業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、委託者が書面により承諾した場合は、この限りではない。

#### (複写、複製の禁止)

第4 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報が記録された資料等を、委託者の承諾を得ることなく複写し、又は複製してはならない。

#### (目的外使用の禁止)

第5 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報を目的外に使用し、又は第三者に提供してはならない。

#### (資料等の返還)

第6 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報が記録された資料等を、業務完了後速やかに委託者に返還するものとする。ただし、委託者が別に指示したときは、その方法によるものとする。

#### (事故の場合の措置)

第7 受託者は、個人情報取扱注意事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。

#### (契約解除及び損害賠償)

第8 委託者は、受託者が個人情報取扱注意事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。



## 特記仕様書

### 施設基本計画策定業務

#### 1.1 計画条件の収集・整理

##### 1.1.1 施設整備基本方針

新破碎工場の整備にあたっての基本的な考え方を整理する。

##### 1.1.2 敷地及び周辺条件・各種法規制条件の整理

令和元年度に実施した「篠路破碎工場ほか2施設更新基礎調査業務」（以下、「基礎調査」という。）での結果をはじめとする既存資料等を基に、敷地条件（位置、地形、標高、地質、気象等）、周辺設備条件（電気、上水、排水、雨水利用、電話、ガス等）、土地利用など施設設置に係る規制等の条件整理を行う。なお、白石清掃工場の将来的な更新（ただし詳細は未定）とも大きく関係するため、必要な関係機関協議も行った上で、最適な方策を検討する。

##### 1.1.3 搬入出車両条件

基礎調査結果をはじめとする既存資料等を基に、搬入出車両や維持管理関連車両、及び見学者車両を含め、新破碎工場の搬入出車両条件を整理する。

##### 1.1.4 計画処理量及び施設規模の設定

基礎調査結果や札幌市一般廃棄物処理基本計画「新スリムシティさっぽろ計画」の進捗状況を踏まえ、既存の廃棄物処理・処分施設との関連を整理し、新破碎工場稼働後の札幌市全体のごみ処理体系を検討した上で、新破碎工場の処理対象物、計画処理量、及び施設規模を設定する。

- (1) 将来人口の設定（計画処理対象人口の設定）
- (2) 計画処理対象物の設定
- (3) 計画処理量の推移・推計
- (4) 計画月最大変動係数の設定
- (5) 施設運転体制の設定（年間稼働日数、受入時間等）
- (6) 施設規模の設定
- (7) 系列数の設定

##### 1.1.5 計画ごみ質の設定

対象ごみ範囲の設定、ごみ質の性状分析の結果を踏まえ、処理対象のごみ質を設定する。特に、新破碎工場で処理するごみの内訳（処理対象物の種類、最大寸法等）について整理する。

## 1.2 環境保全目標の設定

新破碎工場の稼働による周辺環境への影響を小さくするための目標と対策について取りまとめる。目標の設定は、法令基準、条例及び周辺環境の保全状況を考慮し決定する。

- (1) 大気汚染防止関連（粉じん）
- (2) 水質汚染防止関連（放流水の有無、放流水の種類・水質、放流先等）
- (3) 騒音・振動防止関連（敷地境界）
- (4) 悪臭防止関連（敷地境界、気体排出口、排水）
- (5) 処理残渣関連（不燃残渣の性状(最終処分場での受入基準)等）

## 1.3 プラント設備計画

基礎調査結果を踏まえ、以下に挙げる事項について、計画ごみ質条件に基づいて計画ごみ量を処理できるよう、型式(方式)や設備構成、必要容量等を検討し、その設計概要を整理する。また、整理の結果を基に、処理のフローシートを作成する。

- (1) 受入・供給設備
- (2) 破袋処理設備
- (3) 手選別設備
- (4) 破碎処理設備
- (5) 機械選別処理設備
- (6) 搬送設備
- (7) 貯留・搬出設備
- (8) 集じん・脱臭設備
- (9) 給水設備
- (10) 排水処理設備
- (11) 電気・計装設備
- (12) その他雑設備

## 1.4 土木建築計画等

### 1.4.1 土木基本計画

以下に挙げる事項について、基本的な考え方を整理する。

- (1) 土地造成計画（浸水対策を目的とした嵩上げ及び防災調整池工等）
- (2) 外構施設計画（構内道路、構内排水、門扉、搬入道路、植栽等）

### 1.4.2 建築基本計画

以下に挙げる事項について、基本的な考え方を整理する。

- (1) 意匠計画
- (2) 構造計画
- (3) 建築機械設備計画（給排水衛生設備、空気調和、換気設備等）
- (4) 建築電気設備計画
- (5) 見学者説明用設備
- (6) 再生可能エネルギー設備
- (7) 将来の設備更新のための対策等

### 1.4.3 施設配置計画の検討

敷地条件を踏まえ、施設配置計画図を作成する。

- (1) 全体配置計画図
- (2) 動線計画図
- (3) その他計画図

## 1.5 概略工程表の作成

概略の全体工事工程を検討し、工程表を作成する。

## 1.6 生活環境影響調査の予測に必要な条件の検討

生活環境影響調査における予測評価に必要な条件として、次の事項について検討・整理を行う。

- (1) 施設において処理する廃棄物の種類
- (2) 施設の処理能力
- (3) 施設の処理方式
- (4) 施設の構造及び設備の概要
- (5) 公害防止対策の概要（粉じん、排水、悪臭、騒音、振動等の自主規制値）
- (6) 主要な設備機器（種類、台数、規格、騒音レベル、振動レベル、想定機器配置）
- (7) 防音・防振対策（壁・屋根等の材質や、機器単体の防音対策・防振対策の方針）
- (8) 廃棄物運搬車両（車両走行台数、走行ルート）
- (9) 施設からの排水（排水先、排水量、排水水質）

## 1.7 打ち合わせ

初回、中間及び最終の3回を基本に、必要時期に応じて打ち合わせを行う。

## 1.8 成果品

成果品は、次のとおりとする。

- |              |    |
|--------------|----|
| (1) 報告書      | 3部 |
| (2) 報告書（資料集） | 3部 |
| (3) その他      |    |

令和2年度

## 役務積算書（見積参考）

### 業務名 篠路破碎工場更新基本計画策定業務

本設計書は、発注者の施工計画に基づいて作成した設計書の一部を、見積もり算定の参考として提示するもので、契約上これを拘束するものではありません。

令和2年8月 単価適用

札幌市環境局環境事業部

名 称	寸 法	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
総括内訳書						
施設基本計画策定業務		式	1			別紙内訳
直接人件費計						
直接経費 (直接原価)		式	1			別紙内訳
間接原価		式	1			
業務原価						
一般管理費等		式	1			
業務価格						
消費税等相当額		式	1			10%
請負業務費						

## 第1号内訳書

## 篠路破碎工場更新基本計画策定業務

名称	仕様	単位	数量	単価	金額	適用
施設基本計画策定業務						
1 計画条件の収集・整理		式	1			積算1_1
2 環境保全目標の設定		式	1			積算1_2
3 プラント設備計画		式	1			積算1_3
4 土木建築計画		式	1			積算1_4
5 概略工程表の作成		式	1			積算1_5
6 生活環境影響調査の予測条件の検討		式	1			積算1_6
7 打ち合わせ		式	2			積算1_7
小計						

積算1\_1内訳書

篠路破碎工場更新基本計画策定業務

名称	仕様	単位	数量	単価	金額	適用
1 計画条件の収集・整理						
(1) 施設整備基本方針		式	1			積算1_1_1
(2) 敷地及び周辺条件・各種法規制条件の整理		式	1			積算1_1_2
(3) 搬入出車両条件		式	1			積算1_1_3
(4) 計画処理量及び施設規模の設定		式	1			積算1_1_4
(5) 計画ごみ質の設定		式	1			積算1_1_5
小計						

































直接経費1内訳書

篠路破碎工場更新基本計画策定業務

名称	仕様	単位	数量	単価	金額	適用
施設基本計画策定業務						
直接経費						
1 旅費交通費		式	1			直接経費1_1
2 印刷製本費		式	1			直接経費1_2
小計						

直接経費1\_1内訳書

篠路破碎工場更新基本計画策定業務

名称	仕様	単位	数量	単価	金額	適用
直接経費						
1 旅費交通費						
旅費交通費		人	3			
小計						



直接経費1\_2内訳書

篠路破碎工場更新基本計画策定業務

名称	仕様	単位	数量	単価	金額	適用
直接経費						
2 印刷製本費						
報告書本編		部	3			
報告書資料編		部	3			
小計						